

第3回神田警察通り沿道整備推進協議会 議事要旨

■日 時：平成24年3月22日（水）18：30～20：00

■会 場：千代田区役所4階 401会議室

■出席者：

〔委員〕

●●会長・●●副会長

●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員

●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員

山口委員（まちづくり推進部長）

濱本委員（まちづくり推進部副参事）

〔委員代理〕

●●氏（●●委員代理）

〔オブザーバー〕

警視庁神田警察署 高梨交通課長（代理出席：川本）

警視庁万世橋警察署 須藤交通課長（代理出席：岡山）

神田公園出張所 峯岸所長

〔事務局〕

神田地域まちづくり課・UR都市機構

1. 開会

2. 議事

（1）賑わいガイドライン策定検討部会設置について

【会長】

- 神田警察通りという東京の中でも非常に特異な一方通行の幅員が22mもある区道を、歩行者優先型の道路にし、神田のまちづくりに貢献してもらおうと出発した。
- 今回、沿道整備推進協議会となり、歩行者空間道路と併せて、この沿道を誘導して、行政の制度を活用し、沿道の土地利用の更新と、併せてまちづくりのソフトを、地域の皆様が警察通り及び沿道を含む地域についてどういうことをやっていくか、主体的に考えてもらう場としたい。
- 歩行者空間を整備し沿道を活性化することによって、賑わいを生み出し、神田の再生をしていくということと理解している。

資料1について事務局から説明

【事務局】

- 賑わいガイドライン策定検討部会設置について。改めて沿道まちづくりの流れや実施スキームを説明する。
- まちづくりを進めていくための流れということで、資料1に記載している「ガイドライン」のたたき台を都市計画や交通、商業活性化等の専門家の方を中心にして賑わいガイドライン策定検討部会で検討していくという提案。なぜ「ガイドライン」が必要かという、今、神田警察通りの整備や賑わいの創出の手立てになっているのは、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」で、これは整備の骨格となる基本的な考え方を示したものの。我々が目指す、沿道まちづくりの実現、こちらの神田警察通りの整備だとか沿道の整備、それと賑わいを創出していくためには具体的な手段や取り組んでいくための運営組織とが必要となる。しかし、整備構想にはそこまでの具体的な手法は記載しておらず、整備構想から沿道まちづくりの実現というのが難しいのではないかと考え、「ガイドライン」を作成して沿道まちづくりの実現には何を行なっていくべきかを具体的に示す。このため、ガイドライン策定検討部会を立ち上げたい。
- ガイドラインの策定に当たり、都市計画や道路、賑わい創出など専門性の高い内容が盛り込まれる形となるので、部会設置要領の第4条にあるように、学識経験者等で構成される委員5名以上、イベント等の賑わい創出分野で知見を有する専門委員2名以上で構成したいと考えている。人選については、会長一任でお願いしたい。

(2) 今後のスケジュールについて

資料2について事務局から説明

【事務局】

- 今後の取り組みスケジュールのポイントとしては、大きく分けて3点。1点目、ガイドライン検討部会にてガイドラインのたたき台の検討に入ってから推進協議会で決定するまでの流れ。2点目、区が行う神田警察通りの整備の取組みの流れ。3点目、ガイドラインに定める賑わい創出のための特にソフトの取組みを現実的に動かしていくときの体制づくりに係る作業の流れ。
- 資料2、最上部が当協議会。2段目が賑わいガイドライン策定検討部会。3段目の賑わい創出部会については、4段目の賑わい創出の組織をつくっていくためのこれに繋いでいく体制・準備段階である。一番下が道路整備の取組みという形。推進協議会は、本日第3回を開催。来年度7月の終わりか8月ごろ、第4回の推進協議会を開催予定。ここではガイドラインの中間報告と委員からの意見聴取を想定している。10月に第5回の推進協議会を開き、ガイドラインの最終報告をし、ガイドラインを制定していく。10月以降は、道路の整備や、賑わい創出部会の進捗にあわせて随時開催予定。
- 賑わいガイドライン策定検討部会は、月1回程度開催し、4月から9月くらいまでに第6回までを開催予定。

- ガイドラインをより具現化するために、体制の構築や具体的な取組み方法を検討し、体制を作っていくため、随時推進協議会へ報告・意見聴取していく。
- 賑わい創出の組織は、平成 26 年度くらいまでに組織を立ち上げ、継続的に執行していく。こちらも、推進協議会に報告・意見聴取していく。
- 道路整備の取組みは、前回推進協議会の際、指針ができないと道路整備の取組みや検討ができないのかという意見があった。これに関して、区は警視庁との線形協議を進めており、来年度も協議を続けながら随時推進協議会及び賑わいガイドライン検討部に報告・意見聴取をしていき、来年度は線形協議と測量、基本計画を進めていく。道路整備に関して、来年度測量・基本計画、平成 25 年度実施設計、平成 26 年度からは約 3 ヶ年で道路の整備をまとめていきたい。

(3) 賑わいガイドライン柱立てイメージについて

資料 3 について事務局より説明

【事務局】

- 現時点で区として想定しているガイドラインの柱立てのイメージ。良好な都市空間づくりというハード面、イベントの創出というソフト面、さらにまちの整備後も継続的にまちを維持していくための運営といった 3 つの観点からガイドラインを作成することを考えている。
- ガイドラインの位置づけと目的。神田警察通り沿道整備構想策定の経緯、目標として「つながるまち神田」を目指していくこと、まちづくりの方向性、具体的な取組みとして道路の整備、沿道の賑わいを創出していくという流れがまず大前提。
- 沿道の賑わいを創出していく上での課題は、4 月以降、具体的に地域に入って建物の調査などをはじめ各種調査を行っていく。そういった中で出てくる新たな課題を抽出して検討していくことも必要。
- 賑わい創出実現に向けた 3 本柱の設定を考えている。1 つ目はハード面の柱であり出会いや交流ができる空間の創出やまちの質を高めていこうというもの。第 2 としてソフト面の柱について、新しいイベントや祭りの創出なども考えていく必要があると考えている。第 3 として、まちづくりやにぎわい創出を継続的に進めていく担い手の発掘や育成、運営継続の柱というものを考える必要がある。
- 3 本柱の具体的な展開について。ハード面として、例えば沿道開発に対する誘導方針の策定などが考えられる。ソフト面として、いつ来ても新しい出会い等が得られるような演出など、賑わいを創出する上では必要。

最後にエリアマネジメントの展開について。神田警察通り沿道のまちづくりと賑わいについてマネジメントする地域の組織等を立ち上げ、長く継続的にこのような取組みを行っていくことを目指す。

(4) 神田警察通り沿道の建替え計画について

資料4について事務局より説明

【事務局】

- 博報堂の建替用地の整備について。整備の方向性について議会の中でも報告し、街区の中央を通る区道については廃止し、敷地南東部に公園として付け替えることについて、第1回区議会定例会で議決がなされた。
- 博報堂の開発計画については、神田警察通りのまちづくりのリーディングプロジェクトとして、担うべき役割を果たすために、建替用地の整備の方向性として、2つの街区が同時期に更新される機を捉えて街区を一体化して、災害時や平常時にも利用可能なまとまったオープンスペースを確保する。博報堂を復元し神田警察通りの沿道のシンボリックな存在にする。
- オープンスペースの確保に関しては、緑豊かで人々が憩えるまとまったオープンスペースを確保する。これに関して、イベント等の地域活動に活用できる空間、また、災害時には防災広場として防火水槽を設置したり、マンホールトイレを設置したり、災害時の対応も可能な広場にしていく。歴史的建造物との一体的な整備によるオープンスペースの付加価値を高め、神田警察通りに相応しい建物にしていく。
- 博報堂の復元は、オープンスペースの中に位置し、まちのシンボルとしての存在感を際立たせる。中には新しい機能として地域情報発信スペースとしての活用、平常時には地域情報の発信、災害時には防災情報の発信をする。イベント時にはオープンスペースと一体活用が可能なものとなる。
- 公園の位置に関して、オープンスペース南東部に整備し博報堂の視認性を確保することで、神田警察通りの中ほどから西側を見ると博報堂の視認性がよくてシンボリックなものになっている。その視認性をよくするためにも南東部に公園を設置している。さらに建物整備によって、創出される公開空地と公園と一体となった空間を確保して大きなスペースを確保していく。
- 1階は、博報堂の復元部分に地域情報発信スペースを設置。地域の要望もあった、神輿の展示、地域の観光・歴史情報の情報発信スペースにする。防災機能の充実ということで、災害時に活用するときの備品を1階の防災備品倉庫の方に設置する。店舗を設置することにより、神田警察通りの賑わいを創出していく。誰もが使用できる駐輪スペースを設ける。2階は、店舗を配置し神田警察通りの賑わいに繋げる。3階は、ホールや会議室の設置により、地域や大学、企業等の交流を促進し、災害時は、ホールや会議室を帰宅困難者の受け入れができるようなものとし、3階に防災機能の充実に資する防災備蓄倉庫を設けていく。地下は、誰もが使用できる駐車スペース、荷捌きスペースを確保。神田警察通りの整備では、駐車スペースや荷捌きスペースを減らしていくため、誰もが使用できる駐車スペース・荷捌きスペースを確保していく。

【会長】

- ポイントを上げると、1つは賑わいガイドライン策定検討部会設置。推進協議会の中で全部検討して決めていくのは難しい部分もあり、推進協議会の意向を受けて専門的な部会を設置したい。来年度9月までに、学識経験者5名、専門委員2名による検討部会で賑わいガイドラインをまとめる。それを受け、賑わい創出部会を開催し、来年度後半から平成25年度をかけて、賑わいガイドラインの具体化を検討する。様々な検討事項は平成24年、25年度に設計も含めて行い、平成26年度から3ヵ年かけ具体的な内容を検討する。民間プロジェクトについては各開発主体の企業がその都度検討する。行政は平成26年度から3ヵ年かけ道路整備を実施。平成28年度末で概ね神田警察通りのまちづくりが完成するという計画。

【委員】

- 博報堂の計画地の区有地は、公園部分だけか。

【事務局】

- 区有地は公園部分のみ。街区間の南北の区道を廃止し公園に付け替える。

【委員】

- オープンスペースの活用や建物内の機能について、民間事業者が運営していくのか、まちづくり団体が組織され運営していくのか。

【事務局】

- 民間の力を借りて生み出すオープンスペースは、まちの賑わいの拠点として非常に重要なスペースである。どのような形で運営していくのかについて、今後、ガイドラインの中で専門家の意見聞きながら具体的な中身を詰めていく。

【委員】

- オープンスペースは博報堂のものか。博報堂のものだとしても、使い方は公共的なものになるのではないか。

【会長】

- オープンスペースは建築基準法の総合設計という制度の公開空地という位置づけである。所有権は民間だが、利用については計画で決めた通りのことをやってよい。民有公益利用という形。

【まちづくり推進部長】

- 敷地は民間のもの。その中で空地を生み出しながら建物を建てるという制度を用いている。この空地は、基本的に不特定多数の人が使える空地である。誰もが使える空地になるということ。人が通ったり、休んだりとかできるようなスペースとして提供するというところでこの計画が成り立っている。さらに一步踏み込んでこの空間の中で地域の賑わい創出していくような取組みをしていきたい。これは地権者としっかり話し合いながら賑わい創出の方法を決めていく事ができると考えている。

【副会長】

- 公の神田警察通りでも、単に通りで交通の機能を果たすだけではなく、管理組織を含め、自主的に沿道のためにうまく使い分けていくことが必要。

【会長】

- 全体のプログラムが、賑わい創出に集約されるイメージだが、副会長の言ったように、計画として、歩行者の関係や駐車場など、創出部会の中で地域の技術的な問題についても検討する。

【委員】

- 博報堂の案が出ているが、電機大学や保健所の跡地は計画があるのか。

【事務局】

- 電機大学について、4月に足立区に移転が決まっており、非常に大きな空地になるので、神田警察通り沿道のまちづくりを推進していく意味で、ガイドラインの検討の中でも将来像の整理の方向性について固めていきたい。

【委員】

- 電機大学跡地は住友商事が取得した。先日地元に対して「電機大学から私共が譲り受けましたよろしくお願いします」という会があった。跡地の利用について聞くと、区と相談して決めるとのこと。本社ビルを建てるのかと聞くと、希望ではあるが実現の目処がないため発表しないとのこと。

【まちづくり推進部長】

- 今まで整備構想を作ってきたが、整備構想を実現していくのは2つ。1つは道路整備のやり方。これは行政が進める話。沿道というのは地権者が居て、その地権者が建替や構想に描いているものを実現していく。しかし、構想からいきなり実現に繋がるかというと中々繋がらないので、道しるべとしてガイドラインを作っていく。その際、様々な専門性が必要となってくるため、専門性が高い方々に意見を聞き、たたき台を作る。このよ

うな流れで計画が出来てくるのが普通だが、博報堂の場合は解体が始まっていて、先行して事業者と議論をしながらまちづくり構想の中で書かれたものを抽出し、ガイドラインの中に書き込まれる内容を先取りした形で推進協議会に出している。電機大学のところは先の話なので、その将来形というものをガイドラインの中で示していきたい。保健所も同様。実際の計画が具体化した場合、推進協議会等を通じながら情報提供をして、ガイドラインに沿っているか確認していく。

【万世橋警察署】

- 警視庁では自転車総合対策を進めており、神田平成通りまで道路の整備、自転車道ができるのであれば、神田平成通りまでお願いしたい。本日議論に出た駐輪場の整備等は、秋葉原のタウンマネジメントがモデルケースになると思う。

【まちづくり推進部長】

- 基本的には中央通りまでということの関係者が議論をしてきたということをご理解いただきたい。ただ、道路というのは繋がっているため、神田警察通りより先のことも踏まえながら考えていく必要がある。まずは神田警察通り 1.2km の中で、中央通りまでをまず考えていき、次の展開に繋がっていくとよい。

【会長】

- 本日、事務局からの話は、これからの提案で、部会についても今後先生方にお願いに回る必要がある。この方向でよければ、推進協議会の下に賑わいガイドライン策定検討部会を設置して半年間で一気にガイドラインの内容をまとめ、賑わい創出部会に繋がっていく予定。

【委員】

- 賑わいというのは人がいっぱい来るわけで、その反面、防犯が重要になってくる。神田警察通りの沿道には千代田小学校もあり、それから神田多町には都民住宅もあり人が住んでいる状況がある中で、防犯も非常に重要な要素を占めてくる。ガイドライン策定検討部会のメンバーは、都市計画・商業活性化等の専門家を中心に構成されると書かれているが、賑わいと防犯というのが平行して考えられるような方の人選を要望する。

【委員】

- 商業中心にいろいろな賑わいを創出するということはいいことだが、実際に住んでいる人いるので、住んでいる人にとって憩いの空間等も、賑わいだけでなく安らぎ等の視点も必要。

【まちづくり推進部長】

- 賑わいを創出するにあたって安全・安心が前提である。そういった観点と、住んでいる人も当然いるという観点も入れていくということは非常に大切だと考えている。

【委員】

- 道路自体が車から人へという流れで、自転車道もあり歩道を拡幅するということもある。ハード面では、保水性の道路になるのか、ソーラーシステムでLEDを使う街灯など、いろいろな事が考えられる。千代田区やまちにとって最大のチャンスだと思うので、環境配慮型の道路であるということと、環境、健康、観光、3つのK。そういうのも一つキーワードの中に入れて話し合ってもらいたい。

3. その他

【事務局】

- 次回は、ガイドラインの構成を整理したうえ8月上旬ごろを予定。

【会長】

- ガイドライン策定検討部会は推進協議会の委員もオブザーバーとしての参加は可能。

4. 閉会